二十九　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時に係る試験	六十万九千円
三十　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時に係る試験	六十万九千円
三十一　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、後面衝突時に係る試験	四十二万二千円
三十二　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車に係る試験に限る。）	三百八十八万五千円
三十三　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（液化天然ガス燃料自動車に係る試験に限る。）	七十九万六千円
三十四　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器附属品に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る試験に限る。）	百七万七千円
三十五　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料制御保護装置に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る試験に限る。）	百七万七千円
三十六　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器取付装置に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る試験に限る。）	四十二万二千円
三十七　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	三百八十八万五千円
三十八　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器附属品に係る試験（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	四百九十六万千円
三十九　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器取付装置に係る試験（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
四十　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時に係る試験	六十万九千円
四十一　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時に係る試験	六十万九千円
四十二　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時に係る試験	六十万九千円
四十三　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時に係る試験	六十万九千円
四十四　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、後面衝突時に係る試験	六十万九千円
四十五　保安基準第十七条の二第二項に定める基準に係る試験	百七万七千円
四十六　保安基準第十七条の二第三項に定める基準に係る試験	四十二万二千円
四十七　保安基準第十七条の二第四項に定める基準に係る試験	四十二万二千円
四十八　保安基準第十七条の二第五項に定める基準のうち、車体の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十八万千円

四十九　保安基準第十七条の二第五項及び第六項に定める基準のうち、原動機用蓄電池の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	百四十五万千円
五十　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十万九千円
五十一　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十万九千円
五十二　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十万九千円
五十三　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十万九千円
五十四　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、後面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十万九千円
五十五　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、衝突時のかじ取り装置の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	四十二万二千円
五十六　保安基準第十八条第一項に定める基準に係る試験	二十八万千円
五十七　保安基準第十八条第二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
五十八　保安基準第十八条第三項に定める基準に係る試験	六十万九千円
五十九　保安基準第十八条第四項に定める基準に係る試験	六十万九千円
六十　保安基準第十八条第五項に定める基準に係る試験	六十万九千円
六十一　保安基準第十八条第六項に定める基準に係る試験	百七万七千円
六十二　保安基準第十八条第七項に定める基準に係る試験	七十九万六千円
六十三　保安基準第十八条の二第三項に定める基準に係る試験	二十八万千円
六十四　保安基準第十八条の二第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
六十五　保安基準第十八条の二第五項に定める基準に係る試験	二十八万千円
六十六　保安基準第十八条の二第六項に定める基準に係る試験	二十八万千円
六十七　保安基準第二十条第五項及び第六項に定める基準のうち、インストルメントパネル及びサンバイザに係る試験	四十二万二千円
六十八　保安基準第二十一条第一項に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。）	二十八万千円
六十九　保安基準第二十一条第一項に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるものに係る試験に限る。）	六十万九千円
七十　保安基準第二十一条第二項に定める基準に係る試験	二十八万千円